

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和5年3月24日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和5年3月24日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド岐阜店
岐阜市藪田南四丁目11番地の7 外
- 2 意見の概要
岐阜市長の意見
 - ・ 駐車場法に定める技術的基準について
 - ・ 駐車場利用者への安全対策について